

鹿児島市立小学校・中学校の
学校規模適正化・適正配置に関する基本方針

平成 30 年 3 月

鹿児島市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	鹿児島市及び市立小・中学校の状況	2
	1 鹿児島市における将来人口の推計	
	2 児童生徒数・学校数の推移	
III	学校の規模適正化・適正配置の必要性	4
	1 学校の役割	
	2 小規模校や大規模校の教育活動の特徴	
IV	適正な学校規模と適正配置の考え方	6
	1 適正な学校規模	
	2 学校の適正配置	
	3 市内小・中学校の状況	
V	学校規模を適正化する手立て	9
	1 校区の変更	
	2 学校の統合	
	3 小中一貫教育の導入	
	4 学校施設の整備	
	5 学校の分離新設	
VI	学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点	11
	1 子供に対する配慮	
	2 保護者や地域の方々の理解と協力	
	3 通学環境・通学手段への配慮	
	4 学校施設の状況	
	5 関係機関等との連携	
	資料編	13
	学校適正規模についての法令の規定	
	小学校の分布図	
	中学校の分布図	

(注) 本書の元号については、本方針策定時点のものを使用しております。

I はじめに

本市においては、昭和 50 年代後半から昭和 60 年代前半を境に、児童生徒数が徐々に減少し、市全体で学校の小規模化が進む傾向にあります。その一方、局地的な宅地造成によって児童生徒数が急激に増加し、大規模化が進んでいる学校もあります。

このように、学校規模の偏りが顕著となる状況の中、子供たちのためのよりよい教育環境の確保が必要になってきています。本市では、平成 28 年 2 月に改定した「鹿児島市教育振興基本計画」で、取り組むべき施策の一つとして「学校規模の適正化」を掲げており、平成 28 年 6 月に「鹿児島市学校規模適正化検討委員会」を設置し、教育に関する専門家の方々等に様々な視点から検討をしていただきました。その検討結果を、平成 29 年 10 月に「鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する提言」として提出していただきました。

この提言を基にして、本市の基本的な考え方や方向性をまとめ、「鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」として策定します。

基本方針の策定に当たっては、次の 3 点を基本的な考え方とします。

1 点目は、将来を担う子供たちの豊かな感性や一人一人の可能性を伸ばしていく教育を実現していくために、子供たちにとってよりよい教育環境を整備し、充実させていくことを最優先とします。

2 点目は、学校と地域コミュニティとの相互協力的な関係を維持していくことが重要であるため、保護者や地域の方々の学校に対する思いや願い、地域の実情などを踏まえながら、保護者や地域の方々と十分に協議を行い、理解と協力が得られるように努めていきます。

3 点目は、本市の人口の推移、学校の立地状況や施設の状況、各学校が抱える教育課題などを勘案しながら、全市的な視野に立って取り組むこととします。

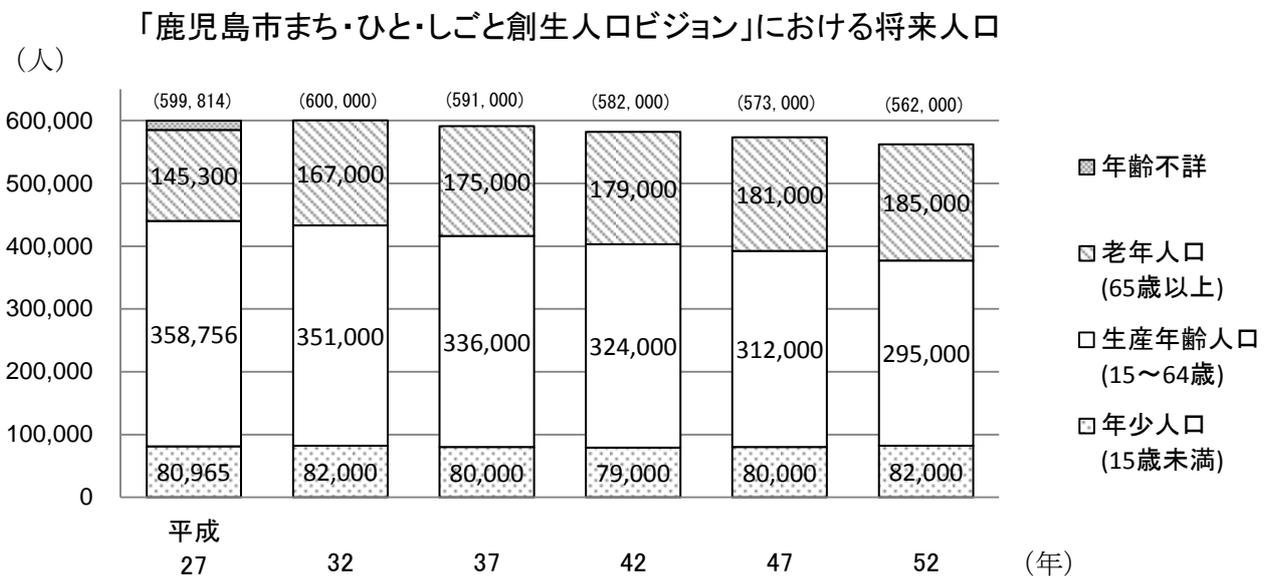
以上のような考えに立脚し、本市が掲げる「鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成します。」という目指すべき教育の姿が実現できるよう、取り組んでいきます。

II 鹿児島市及び市立小・中学校の状況

1 鹿児島市における将来人口の推計

本市では、人口減少に歯止めをかけるため、雇用の創出や若い世代の活躍促進、就労・結婚・子育ての環境整備などを積極的に推進することとしています。それらを着実に推進し、平成27年の599,814人（国勢調査）から平成52年には562,000人と、約38,000人の減少で抑えると推計しています。年少人口も、平成27年と比較して、平成42年で約2,000人の減少、平成52年で約1,000人の増加が見込めるとしています。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した推計値によると、鹿児島市の人口は、平成27年の約600,000人から、平成52年には約520,000人まで減少するとされています。15歳未満の年少人口は、平成27年時と比較して、平成42年で約18,000人の減少、平成52年で約25,000人が減少すると推計されています。



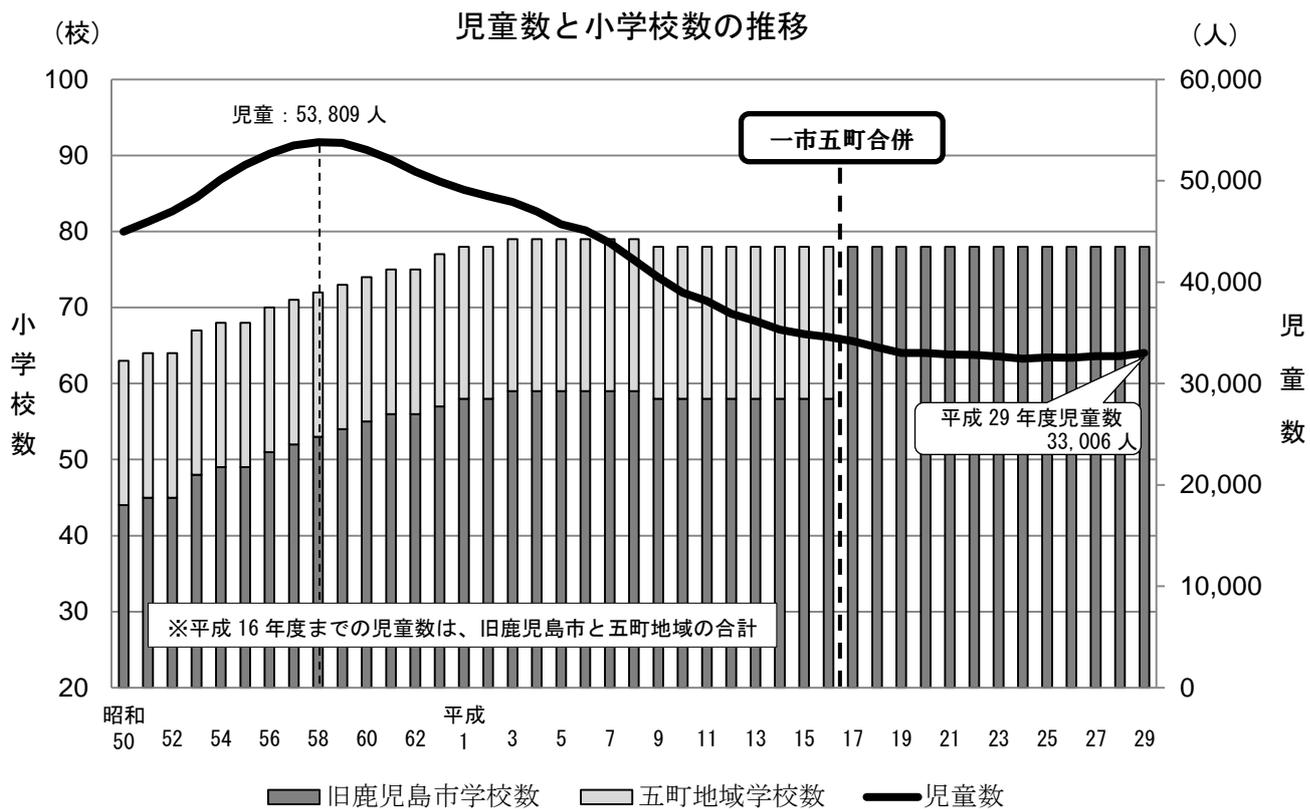
資料：27年は国勢調査、32年以降は「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成27年12月）

2 児童生徒数・学校数の推移

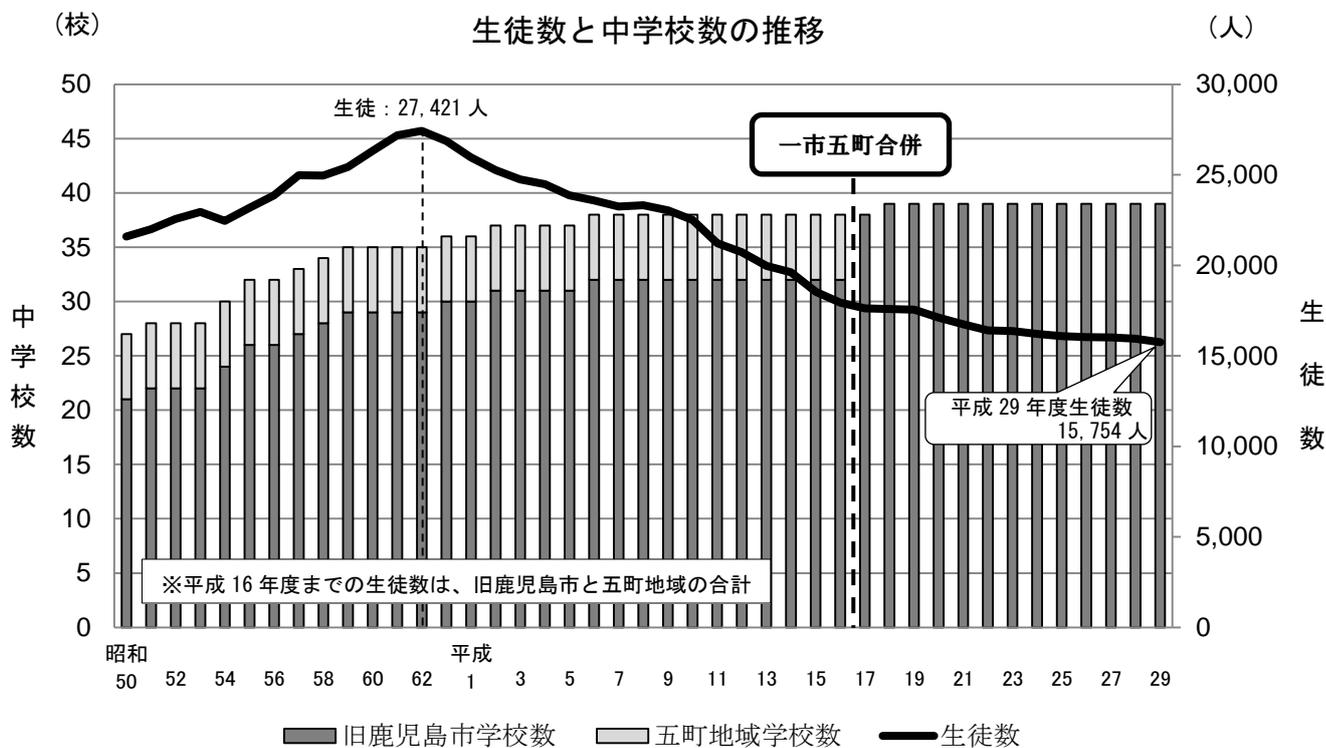
昭和50年度以降で、児童生徒数が一番多かった年度（小学校：昭和58年度、中学校：昭和62年度）と平成29年度を比較すると、次の表のようになります。

小学校			中学校		
年度	児童数	学校数	年度	生徒数	学校数
昭和58年度 (A)	53,809人	72校	昭和62年度 (C)	27,421人	35校
平成29年度 (B)	33,006人	78校	平成29年度 (D)	15,754人	39校
差 (B-A)	-20,803人	+6校	差 (D-C)	-11,667人	+4校

※ 児童生徒数は、いずれの年度も4月現在の人数



※ 平成 16 年度以前の児童生徒数と学校数は、旧鹿兒島市と合併前の吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町（以下「五町地域」という。）の数を合計したものです。



Ⅲ 学校の規模適正化・適正配置の必要性

1 学校の役割

学校には、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、子供たちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨して、これからの時代を生きぬく力を身に付けられることや、一人一人がその個性や能力を伸ばせるような教育活動が求められています。

そのためには、適正な学校規模を確保していくことが必要だと考えます。

2 小規模校や大規模校の教育活動の特徴

小規模校、大規模校それぞれに、学校規模に起因するメリットとデメリットがあります。各学校では、メリットを生かし、デメリットを克服するための創意工夫や努力を行っていますが、児童生徒数の偏りがさらに顕著になってきており、各学校の取組だけでは、デメリットを補いきれない状況が生じています。

(1) 小規模校の特徴

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供一人一人の学力を把握しやすく、個に応じたきめ細かな指導が行いやすい。 ○ 子供一人一人の発表及び体験的な活動等に対する回数や時間が確保されやすいため、達成感や自己有用感を感じやすい。 ○ 学校全体の実態把握がしやすく、家庭や地域と連携した取組が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小集団のため、多様な考えに触れる機会が少ない。 ● 友人同士や学級間での競争など、切磋琢磨する機会が少なく、向上心や競争心が育ちにくい。 ● 中学校では専門の教科外の授業を担当することがある。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供一人一人の生活環境等が把握しやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。 ○ 子供一人一人が活躍できる場面が多い。 ○ 異年齢集団の活動が設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人間関係が固定化されやすく、関係が悪くなると解消されにくい。 ● 部活動の種類や外部指導者が少なくなりがちである。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が少ないことから、共通理解や連携が図りやすい。 ○ 学期末や学年末の成績処理等の事務に要する時間が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人の職員が担当する校務分掌が多くなる。 ● バランスのとれた職員配置が難しい。 ● 作業の分担や行事運営をするための職員数が足りない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や保護者の意見が反映されやすい。 ○ 校庭や特別教室等を比較的自由に使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● PTA会員の役割が固定しやすく、一人一人の負担も大きくなりやすい。

(2) 大規模校の特徴

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団の中で、多様な考え方や意見に触れる機会が多く、考えが広がりやすい。 ○ 友人同士や学級間での競争など、切磋琢磨する機会が多く、向上心や競争心が育ちやすい。 ○ 児童生徒数、教員数が多いため、グループ学習など多様な学習形態をとりやすい。 ○ 教科の専門性の高い授業を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供一人一人の学力の状態を把握しにくいため、個に応じたきめ細かな指導が行いにくい。 ● 学習活動や学校行事等において、一人一人が活躍する場や機会を設定しにくい。 ● 子供一人一人への十分な見届けができず、学習意欲の低下につながりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級編制を変えることにより、新たな人間関係が構築できる。 ○ 大集団での行事により、所属感や達成感を味わうことができる。 ○ 部活動の種類や外部指導者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人一人の生活環境等が把握しにくく、きめ細やかな指導が行いにくい。 ● 同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人の職員が担当する校務分掌が少ない。 ○ 職員が多く、作業の分担や行事運営が円滑に行える。 ○ 職員同士での相談や実践研究などが資質向上につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員が多いことから、共通理解や連携が図りにくい。 ● 体験学習・校外学習等を計画するに当たり、日程等に関する調整が難しい。 ● 学期末や学年末の成績処理等の事務に時間を要する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの保護者が、PTA活動等に関わることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の数が多く、理解・協力を得るのに時間がかかる場合がある。 ● 教室等の施設・設備が不足しがちである。

IV 適正な学校規模と適正配置の考え方

1 適正な学校規模

(1) 適正な学校規模についての国の法令等

学校教育法施行規則では、小学校、中学校ともに、12～18 学級を標準としています。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、学校を統合する場合は、12～24 学級までを適正な学校規模としています。

また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下「文部科学省の手引」という。）」によると、小学校の「望ましい学級数の考え方」においては、「全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましい」としています。

中学校においては、「免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましい」としています。

(2) 鹿児島市における適正な学校規模

国の法令や文部科学省の手引きを踏まえ、どのような学校規模が必要であるかを考えた上で、学校としてよりよく教育効果が発揮できる適正な学校規模を、次のようにします。

鹿児島市における適正な学校規模

- 小学校 12 学級（各学年 2 学級）～24 学級（各学年 4 学級）
- 中学校 9 学級（各学年 3 学級）～24 学級（各学年 8 学級）

(3) 学校規模の適正化を検討する範囲

「鹿児島市における適正な学校規模」を設定したことにより、今後、適正化について検討を進めていく学校規模の範囲を、次のようにします。

適正化を検討する範囲

- 11 学級以下の小学校
- 8 学級以下の中学校
- 31 学級以上の小・中学校

(4) 今後の児童生徒数の推移により検討する範囲

「鹿児島市における適正な学校規模」を超えるものの、適正化を検討するまでには至らない大規模の小・中学校（25～30学級）については、児童生徒数のこれまでの推移やこれからの将来推計、学校規模に起因する教育課題などを把握しつつ、それぞれの状況に応じた検討をしていきます。

2 学校の適正配置

(1) 学校の適正配置についての国の法令等

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校にあってはおおむね6 km以内であること」としています。

また、文部科学省の手引においては、「通学距離による考え方」として、「徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。」としています。

「通学時間による考え方」としては、「通学時間について、『おおむね1時間以内』を一応の目安」としています。

(2) 鹿児島市における適正配置の基準

本市における公立小・中学校の適正な配置を考える上での、適正な通学距離並びに公共交通機関等を利用する場合の適正な通学時間については、次のようにします。

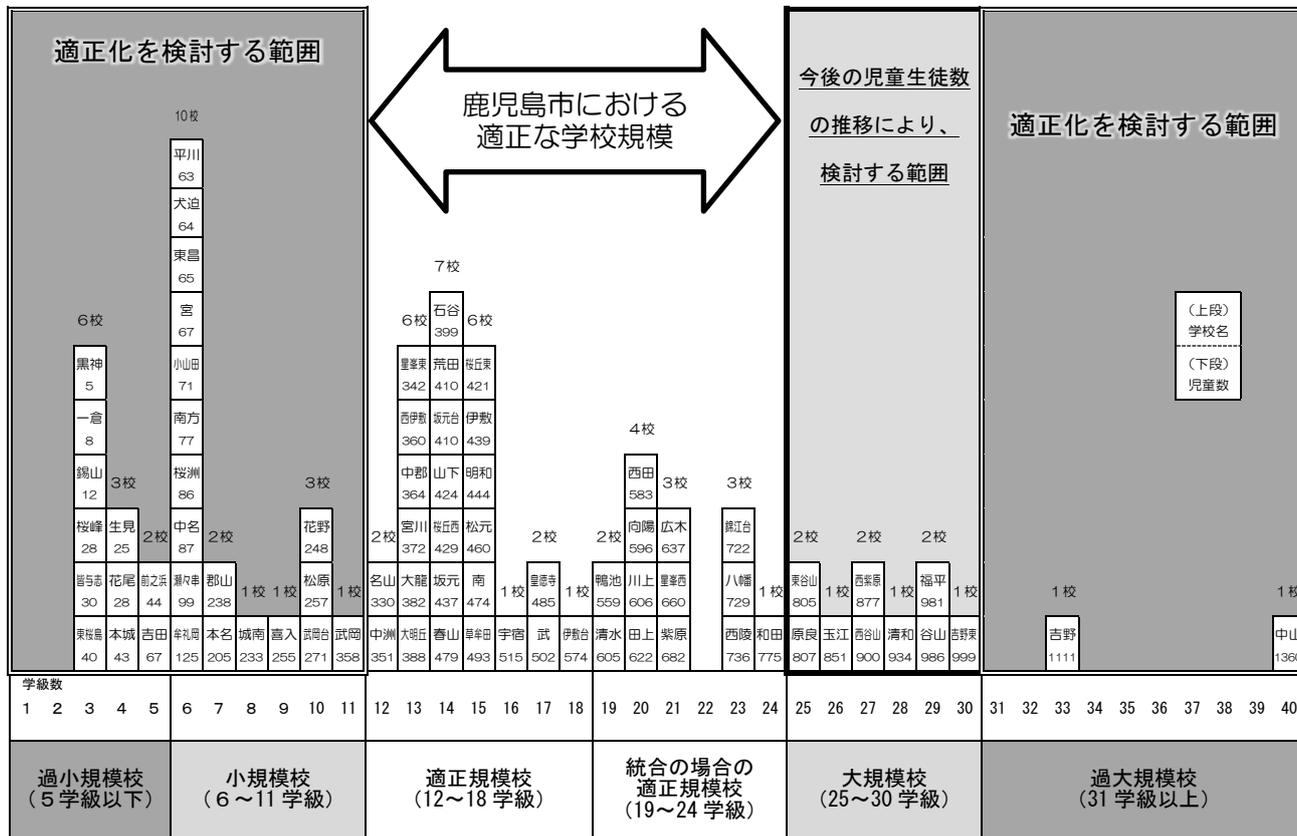
鹿児島市における適正配置の基準		
	通 学 距 離	通 学 時 間
小 学 校	おおむね4 km以内	おおむね1時間以内
中 学 校	おおむね6 km以内	おおむね1時間以内

3 市内小・中学校の状況

本市の小・中学校に、「鹿児島市における適正な学校規模」の基準を当てはめると、以下ようになります。

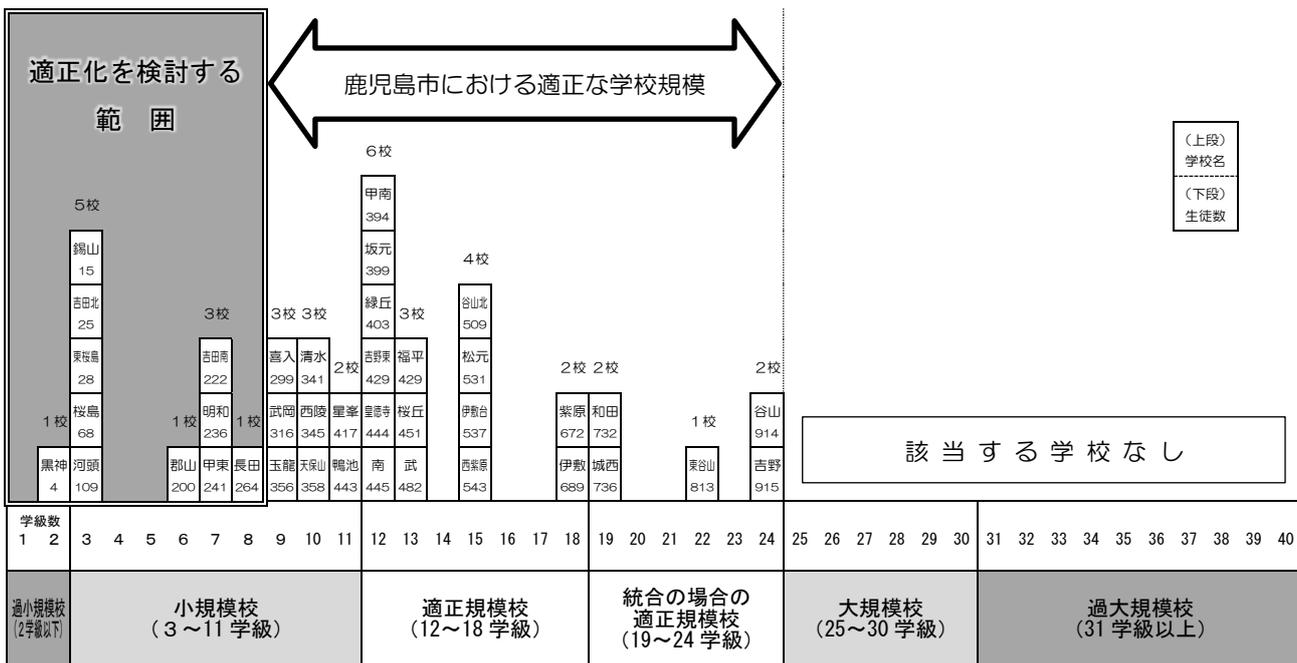
※ 学級数は、平成29年5月1日現在のものであり、年度によって変動する可能性があります。(特別支援学級を除く)

(1) 小学校における範囲



※ 休校中の高免小を除く

(2) 中学校における範囲

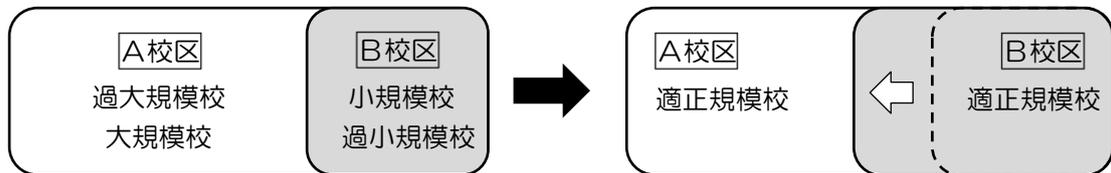


該当する学校なし

V 学校規模を適正化する手立て

1 校区の変更

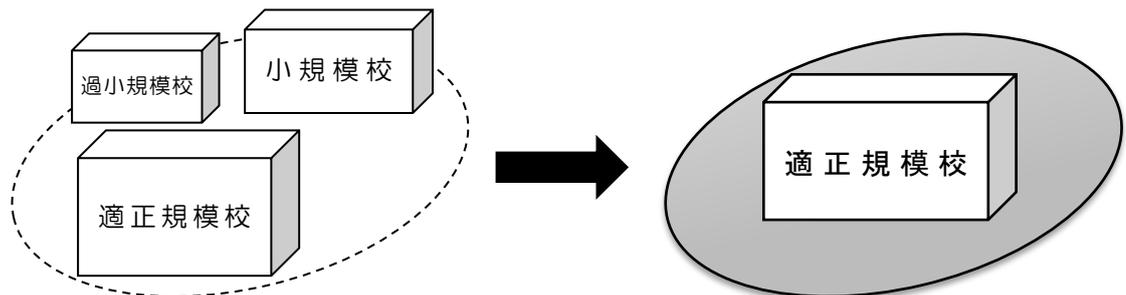
隣接する校区を変更することによって、隣接する双方が、それぞれに適正規模となる場合は、校区の変更により学校の規模適正化・適正配置が図られます。



2 学校の統合

適正化を検討する範囲にある学校が、過小規模校や小規模校、適正規模校と隣接しており、互いに統合することで、より適正な学校規模が維持されると見通せる場合は、学校の統合によって学校規模の適正化が図られます。

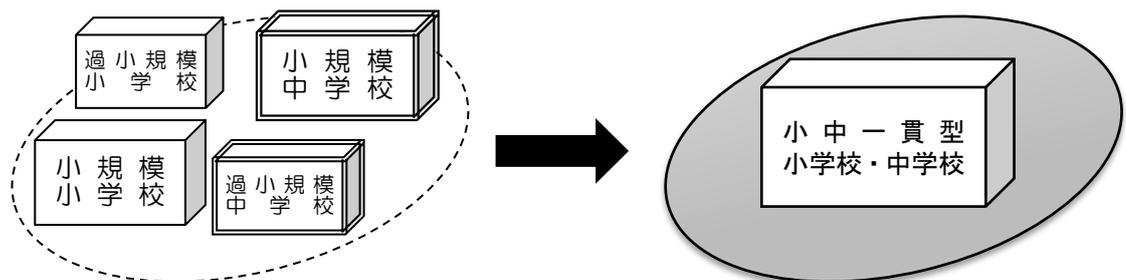
《例》 過小規模校・小規模校が適正規模校と統合



3 小中一貫教育の導入

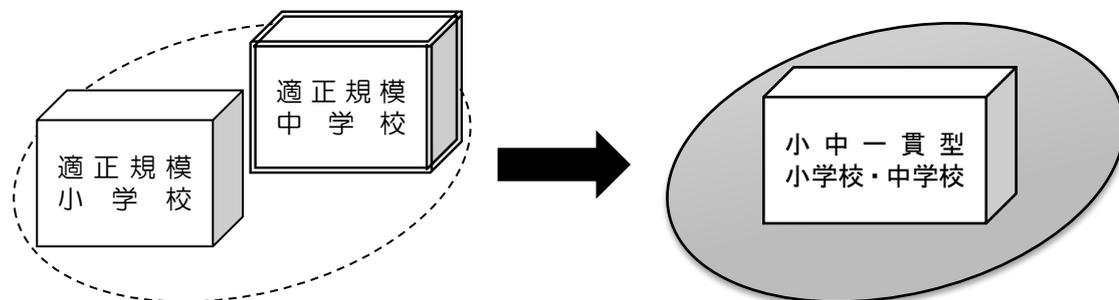
今後、児童生徒数の増加が見込めず、学校の小規模化が解消されない場合は、小中一貫型小学校・中学校等として再編することによって、学校全体としての児童生徒数や教職員数を確保し、よりよい教育環境が整えられます。

《例1》 複数の過小規模・小規模小学校が複数の過小規模・小規模中学校と統合



《例2》 適正規模小学校・適正規模中学校が統合

※ 現時点で、小学校・中学校ともに適正規模校であっても、小中一貫教育の教育効果について保護者や地域の方々の理解が得られ、小中一貫教育の導入が望ましいと考えられる場合は、適正規模校同士の統合も検討します。



4 学校施設の整備

児童生徒数が増加し、教室数の不足や大規模校としての教育課題が顕著になった場合は、校舎等の増築による必要な教室数の確保や改修などにより、教育環境を整備していきます。

5 学校の分離新設

適正化を検討する31学級以上の過大規模校の分離新設については、今後の児童生徒数の増減を勘案した上で、より慎重に判断していく必要があります。

そこで、適正化を検討する31学級以上の過大規模校については、分離新設よりも施設整備による対応を基本にして、よりよい教育環境の整備に努めていきます。

VI 学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点

1 子供に対する配慮

学校の規模適正化・適正配置を進めるに当たっては、子供たちに精神的な不安や動揺を生じさせないように、子供たちの気持ちに配慮した取組について検討していきます。

また、障害のある子供の教育環境に変化がある場合は、発達段階や障害の状態・特性等を考慮し、実態に応じた支援について配慮します。

2 保護者や地域の方々の理解と協力

学校の規模適正化・適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域の方々と学校関係者、教育委員会とがよりよい教育環境を整えるための思いを共有し、理解と協力を得ながら協議を進めていきます。

また、地域がこれまで培ってきた歴史や文化などを踏まえながら、伝統芸能の伝承活動や地域行事と学校行事の連携などを行うことによって、地域と学校の相互協力的な関係が維持されていくよう努めます。

3 通学環境・通学手段への配慮

通学路が変更になる場合には、子供たちの安全確保に努めるほか、通学距離・時間の基準を超える場合は、児童生徒の身体的負担が過度とならないよう通学にかかる負担軽減や保護者の経済的負担の軽減に配慮します。

4 学校施設の状況

学校の統合や小中一貫型小学校・中学校等の設置を検討する際には、校舎等の老朽化の状況や安全性等も勘案しながら、総合的な観点から検討します。

5 関係機関等との連携

学校は子供たちの学びの場であると同時に、地域のコミュニティ活動や防災活動の中心的な役割を担っているため、各種施策を行う関係機関等とも連携しながら取り組みます。

資 料 編

【 学校適正規模についての法令の規定 】

○ 学校教育法施行規則

(学級数)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(準用規定)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、(中略)読み替えるものとする。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同施行令

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一～三略

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 略

○ 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○ 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科省令第十五号）

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

※ 1学級当たりの児童生徒数

小・中学校	小学校	中学校
同学年の児童生徒で編制する学級	35人（1年生） 40人（2～6年生）	40人
複式学級（2個学年）	16人 （1年生を含む場合8人）	8人
特別支援学級 特別支援学校（小・中学部）	8人 6人（重複障害 3人）	8人

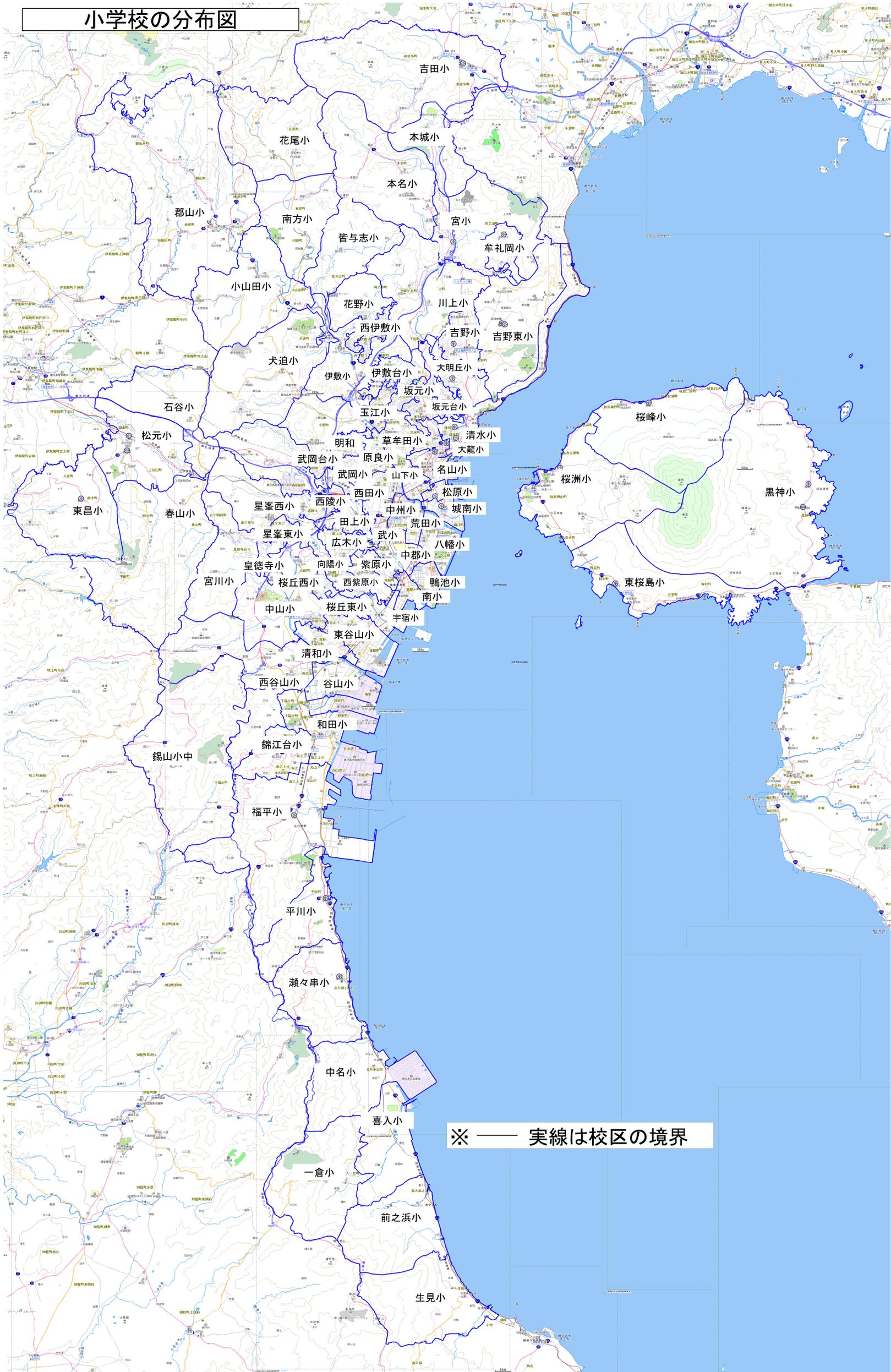
○ 文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和59年）より

※ 学校規模の分類

	過小規模	小規模	適正規模		大規模	過大規模
				学校統廃合の 場合の許容範囲		
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

※ 中学校の過小規模は1～2学級、小規模は3～11学級

小学校の分布図



※ — 実線は校区の境界

中学校の分布図

